

政令番号229 チオファネートメチル

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和3年度）

（E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道						2.7E+1	27.0	27.0
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						1.1E+2	110.0	110.0
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県						7.8E+2	780.0	780.0
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県						1.9E+2	190.0	190.0
16	富山県						5.8E+3	5,800.0	5,800.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県						1.9E+2	190.0	190.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県						6.6E+1	66.0	66.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国				-	-		7.2E+3	7,163.0	7,163.0

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。